

令和4年6月15日

株式会社グリーンパワーインベストメント
代表取締役社長 坂本 満 様

日本野鳥の会福井県
代 表 小嶋 明男 (公印省略)
〒911-0804 福井県勝山市元町 3-6-48 松村方

公益財団法人日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一 (公印省略)
〒141-0031 東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書への意見書

貴社が作成した(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書に対し、環境影響評価法第18条の1に基づき、鳥類保全の見地から下記の通り意見を述べる。

記

(1) イヌワシについて

貴社による希少猛禽類の調査結果では、対象事業実施区域(以下、計画地という)内において確認はされなかったが、計画地周囲では17回の確認があったとしている。また、「秋季には、遠出する傾向が見られた。」とあり、日本野鳥の会福井県(以下、本会という)が秋季に行っている猛禽類の渡り調査時に計画地を南から北方向に飛行するイヌワシ成鳥を確認していることと符合する。

2年間の調査期間内に計画地への飛来が確認できなかったとしているが、絶滅の危険性が非常に高いイヌワシのバードストライクが発生してからでは遅い。繁殖活動をしていない時は行動範囲が広がるため、事業実施区域への出現の可能性がある、バードストライクの危険性がある。よって、非繁殖期や未繁殖年の追加調査を求める。

(2) クマタカについて

貴社は「計画地の周囲において9ペアの巣を発見され、これ以外に2ペアの生息が示唆され、計画地の周囲には計11ペアが分布している」と調査結果を記載している。

計画地の周囲に11ペアが生息しているという調査結果は、計画地およびその周辺はクマタカにとって優れた生息環境を有していることを示している。

「準備書」では希少猛禽類の保護の観点からクマタカの営巣地や飛行トレースが示されていないが、「計画地の尾根に沿って、地上を注視しながらゆっくり飛行、停飛を繰り返すなどのハンティング行動が、比較的多く観察された。」としている。探餌飛行をしている猛禽類は周囲への警戒がおろそかになり、風力発電機(以下、風車という)に衝突しやすくなることが知られていることと、この「計画地の尾根に沿って」風車の設置が予定されていることから、稼働後にはバードストライクの可能性が非常に高い。

計画地は主稜線とそこから派生する稜線にあるが、クマタカは大きな谷を行動圏とするため、生息する大きな谷の最上部にある稜線が隣接ペアとの境界や境界が重なる部分となっているものと思われる。つまり、稜線の上空付近でテリトリー防衛のために追い出し飛行を行ったり、求愛行動としてのディスプレイ飛行を行ったりすることが予測できる。こうした他個体を意識した飛行を行っているときには、風車のブレードや本体を回避する注意力が低下し、バードストライクの可能性が増大するものと思われる。

貴社は「クマタカの年間予測衝突数」を風車1号機から39号機まで調査1年目と2年目および2年間平均の数値を「環境省モデル」と「由井・島田モデル」に分けて掲載している。

1号機から39号機までのうち、相対的に高い数値となっているのが、風車6号、11号、12号、14号、19号、20号、25号、28号、29号である。

また、クマタカのペアごとの年間予測衝突数も掲載し、Bペア、Jペアの数値が高く、ついでHペア、Fペアとしている。貴社は衝突の可能性の低減策として「風車への彩色(目玉シールの貼付等)」

と「施工可能な箇所は風車ヤードにチップまたは砕石を敷く」ことを行うとしている。

本会は、クマタカの年間予測衝突数が高く算出された風車は、希少猛禽類調査で風車ローターの回転域を飛翔した例数が多いと推測する。

希少猛禽類調査でクマタカの飛翔トレースが明らかになったと思うが、風車ローターの回転域だけでなくその直下の地面までを結ぶ空間とトレースが重なっているものがあるなら、その風車の建設を取り止めることを求める。

(3) ハチクマなどの渡りについて

①調査日について

秋季は2019年9月23日、24日、25日、27日、10月6日、7日、9日、29日、30日、31日に渡り鳥調査を行い、また、猛禽類調査時の定点観察調査として、2020年9月10日から14日、10月16日から19日、11月6日から9日にも渡り鳥の観察を行っている。

本会のこれまでの調査結果から、県内では9月20日前後にハチクマ等の猛禽類の渡りのピークがあることが分かっている。年によって渡りの開始が早いときもあるが、しかし、当会が持つ知見からして、貴社が行った調査日の設定では十分に渡りを把握できていないと考える。

少なくとも、秋季の渡り鳥調査を9月中旬から10月上旬までの間に追加調査として実施することを求める。

②ハチクマの飛翔経路と風車との交差について

上述したとおり、渡り鳥調査を実施した時期がそもそもハチクマの渡りのピークと重なっていないため、ハチクマの風車への年間予測衝突数が非常に低くなっている。希少猛禽類調査でハチクマの飛翔トレースが明らかになったと思うが、風車ローターの回転域だけでなくその直下の地面までを結ぶ空間とトレースが重なっているものがあるなら、その風車の建設を取り止めることを求める。

(4) 小鳥類の渡りについて

貴社は「渡り鳥（その他の鳥類）の年間予測衝突数（令和元年秋季2019年）：変動係数による推定」を、カケス、ヒヨドリ、ツグミ、ツグミ属の一種、アトリ、マヒワについて掲載している。

それによると、ツグミの予測衝突数が突出しており、次いでアトリ、マヒワとなっている。注記で、「風力発電機の位置するメッシュの最大値の風車No.を示しており、カケス・ヒヨドリは11号機、ツグミは8号機、ツグミ属の一種・アトリ・マヒワは12号機としている。

計画地は、日本でも有数の小鳥類の渡りルートである丹生山地に連なる山域であり、貴社が示す風車8号機、11号機、12号機はバードストライクの可能性が非常に高いことを示している。

これら3基の風車は設置を中止するか、渡り時期に運転を止める稼働制限措置を行うかのいずれかを求める。

(5) 猛禽類の環境影響の回避、低減に係る評価について

貴社は、「クマタカに関しては、営巣中心域への風力発電機設置は極力回避するよう、配置を見直したこと、風力発電機への彩色（目玉シールの貼付等）を行うこと等から、繁殖への影響は低減できるものと予測するが、予測には不確実性を伴っているため、飛翔状況や行動圏を把握するための事後調査を実施し、繁殖の成否の確認にも努めるものとする。」としている。

「営巣中心域」への風車設置を「極力」回避したとしているが、クマタカのバードストライクを回避するには、「営巣中心域」での建設を避けるだけでは非常に不十分であり、少なくとも「高度利用域」への風車設置も回避することを求める。

次に「事後調査」、つまり風車設置後の鳥類モニタリング調査について、その調査体制の組織を事前に構築することを求める。その組織には、地元の自然保護団体である本会や猛禽類の専門家、そして県の自然保護行政を主管する部署を加えることを求める。また、事後調査の期間は、少なくとも風車の稼働開始後3年間（クマタカは2年に1度しか繁殖活動を行わないため、2年間では不十分）とする必要がある。

また、貴社は工事期間中も「Bペア」を対象に調査を行うとしているが、高利用域内に改変区域が含まれるすべてのペアを調査対象とすることを求める。

以上